

**平成 28 年度和歌山県計画に関する
事後評価**

**令和 3 年 1 月
和歌山県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

【医療分】

- ・平成30年3月27日 和歌山県医療審議会において報告（平成28年度実施分）
- ・平成30年11月30日 和歌山県医療審議会において報告（平成29年度実施分）
- ・令和元年7月16日 和歌山県医療審議会において報告（平成30年度実施分）

【介護分】

- ・平成29年8月22日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告（平成28年度実施分）
- ・平成30年7月10日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告（平成29年度実施分）
- ・令和元年7月1日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告（平成30年度実施分）

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

【医療分】

- ・次回の和歌山県医療審議会において報告予定（令和元年度実施分）

【介護分】

- ・次回の和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告予定（令和元年度実施分）

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

2. 目標の達成状況

平成28年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

■ 和歌山県全体（目標と計画期間）

1. 目標

さらなる高齢者の増加に向け、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

そのため、病床の機能分化・連携、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療を受けられる在宅医療提供体制の構築を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で元気に生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の構築を図るため、以下を目標に設定する。

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県の病床を機能別にみると、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にある。さらなる高齢化に伴う医療需要の変化に対応していくためには、急性期から回復期への病床機能の転換等が課題である。

そのため、本年度策定した地域医療構想の達成の推進を図るために設置する各構想区域の「協議の場」において、各区域の現状と課題を関係者で共有し、急性期から回復期への転換などを適切に行っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 地域医療構想において必要となる病床数

全病床（一般病床及び療養病床）

12,540床（平成26年度）→ 9,506床（令和7年度）

うち回復期病床

1,171床（平成26年度）→ 3,315床（令和7年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

平成26年度計画（事業実施期間：平成26～28年度）及び平成27年度計画（事業実施期間：平成27～29年度）に基づき、訪問診療を行う医師等の在宅医療従事者確保や容体急変時の入院対応等の在宅医療提供体制の構築に向けた取り組み、在宅歯

科診療の推進に向けた取り組みを継続しているところである。これらの取り組みに加え、本年度計画においては、回復期病床から在宅医療へ円滑に移行する、切れ目のない医療提供体制の構築を推進する。

【定量的な目標値】

- ・在宅療養支援診療所 100 施設増
- ・チームで在宅医療等を実施する地域密着型協力病院 40 施設指定
- ・退院支援看護師研修 受講者 40 名

④ 医療従事者の確保に関する目標

本県の人口 10 万人対医師数は全国平均を上回っているものの、和歌山保健医療圏に医師が集中し、また、産科医、麻酔科医、小児科医が不足している状況にある。

これらの課題を解決するための取り組みを進め、卒後の研修体制を整備するなど積極的かつ安定的な医師確保に取り組むとともに、看護師、歯科衛生士等医療従事者の養成、確保についても、引き続き、取り組みを進めていく。

また、各医療圏の適切な救急医療の確保及び高度救急医療の維持を図るための遠隔医療導入の検討を行う。

【定量的な目標値】

- ・医師臨床研修マッチング率向上 76.4% → 90%
- ・看護師等免許保有者の届出数 2,400 人
- ・歯科衛生士就業者の増 862 人 → 900 人

<介護分>

③ 介護施設等の整備に関する目標

既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用を支援する。

【定量的な目標値】

- ・改修床数 185 床

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和 2 年度末における介護職員需給差(877 人)を解消するため、介護職員 300 人の増加を目標とする。

目標の達成に向け、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に県内の中・高校生等に対する介護や介護の仕事のイメージアップ、高校生への介護資格取得支援、福祉関係職員の人材育成、介護職員のスキルアップ及び職場環境の改善を支援することに

より介護従事者の確保及び定着の促進を図る。

【定量的な目標値】

- ・喀痰吸引等研修による認定特定行為従事者の養成 390人

(以下は平成29年度をもって事業終了)

- ・介護の仕事のイメージアップ 学校訪問件数 100校
- ・高校生への介護資格取得支援 資格取得者数 高校生 200人、介護職員 200人
- ・国家資格取得等のための勉強会開催 勉強会参加者 860人
- ・職場環境に関する訪問相談 事業所訪問件数のべ 100件

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和4年3月31日

□ 和歌山県全体（達成状況）

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：令和3年度まで>

- ・和歌山県における病床数

全病床（一般病床及び療養病床）

12,540床（平成26年度）→ 11,977床（令和元年度）

うち回復期病床

1,171床（平成26年度）→ 2,275床（令和元年度）

2) 見解

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業については、平成28年度に和歌山県地域医療構想を策定し、その構想の達成に向け、取組みを進めている。各区域における地域医療構想調整会議において議論し、医療関係者の相互の理解及び協力の下、医療機能の分化・連携を支援している。

3) 改善の方向性

今後も引き続き、地域医療構想を達成し、適切かつ質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携や設備整備等を支援していく。

4) 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成30年度まで>

- ・新たに在宅療養支援診療所となった施設
平成28年度3施設、平成29年度1施設、平成30年度8施設
- ・地域密着型協力病院の指定を受けた施設
平成28年度9施設、平成29年度11施設、平成30年度3施設
- ・退院支援看護師研修の受講者
平成28年度40名、平成29年度39名、平成30年度47名

2) 見解

居宅等における医療の提供に関する事業については、在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療を提供する体制を整備しており、県独自の「地域密着型協力病院」の指定も進めている。

医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションや退院支援看護師も増加しており、在宅医療の提供体制強化への取組みが進んでいる。

3) 改善の方向性

今後も基金を活用しながら、在宅の重症心身障害児者等の支援体制づくりなど、地域包括ケアシステムを支える人材の養成や、適切な在宅医療サービスが提供される体制の維持・強化に取り組んでいく。

4) 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

④ 医療従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成28年度まで>

- ・医師臨床研修マッチング率向上
76.4%（平成26年度）→ 77.9%（平成28年度）
- ・従事者届による看護職員数
13,820人（平成26年度）→ 14,337人（平成28年度）
- ・歯科衛生士就業者
862人（平成24年度）→ 955人（平成28年度）

2) 見解

地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところである。しかしながら、医師の地域偏在や看護職員不足等の問題は解消には至っていない。

3) 改善の方向性

適切な医療サービスを提供できる質の高い医療従事者を継続的に確保する必要があることから、今後も離職防止のための病院内保育所設置といった職場環境整備を進めていく。

4) 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

<介護分>

③ 介護施設等の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

改修床数 237 床

2) 見解

入所者のプライバシーが確保され、安心して生活できる体制が構築された。

3) 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

介護職員 300 人／年の増加を目標とし、384 人（※）（介護サービス施設・事業所調査より（H28.4.1～R2.3.31）増加した（達成率 128%）。

※384 人の算出方法

令和2年度介護サービス施設・事業所調査をもとに算出される令和元年度都道府県別介護職員数が、令和2年10月末日時点で厚生労働省より提供がないため、過去5年間の介護職員数の伸び率の平均をもとに令和元年度和歌山県の介護職員数（推測）を算出

【計算方法】

平成 25 年度 19,552 人→平成 26 年度 19,557 人 伸び率 1.00025%

平成 26 年度 19,557 人→平成 27 年度 20,487 人 伸び率 1.04755%

平成 27 年度 20,487 人→平成 28 年度 20,521 人 伸び率 1.00165%

平成 28 年度 20,521 人→平成 29 年度 21,092 人 伸び率 1.02782%

平成 29 年度 21,092 人→平成 30 年度 21,883 人 伸び率 1.03750%

→過去 5 年間の伸び率平均 1.02295% (5.11477/5)

平成 30 年度 21,883 人×過去 5 年間の伸び率平均 1.02295% = 令和元年度 22,385 人

(令和元年度 22,385 人 - 平成 27 年度 20,487 人) ÷ 4 = **384 人**

2) 見解

介護職員数においては、目標を達成し、当該計画事業の実施により介護人材確保に関して、一定の事業効果があったと考えられる。

3) 改善の方向性

更なる職員数の増加を目指し、高校生の介護分野への入職促進をより一層図るため、県、県福祉人材センター、及び県老人福祉施設協議会が一体となって、就職率が高い地域の高等学校を直接訪問することにより、在学中の介護職員初任者研修課程の取得促進や職場体験等の参加者増を図る。

また、就職相談会や介護未経験者向けの研修会について、周知方法や開催場所・時期等を試行錯誤するとともに、ハローワークと県福祉人材センター等関係者間の情報連携を強化することや研修等の既受講者に対し、改めて就職相談会への参加を呼びかけることで、就職マッチング数の増加を図る。

上記のような取組を行うことで更なる介護職員数の増加を図っていく。

4) 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 区域ごとの目標と計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における目標と計画期間は、和歌山県全体と同じ。

□ 区域ごとの達成状況

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における達成状況は、和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況（医療分）

平成28年度和歌山県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2】 がん診療施設設備整備	【総事業費】 304,416千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～令和3年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	現在、本県において高い死亡率にある「がん」の医療を行う医療機関の設備の高度化を支援することで、地域医療構想に定める質の高い医療を提供する体制を構築し、がん死亡率を低下させる必要がある。 アウトカム指標： 年齢調整死亡率 82.2 (H29) →77.9 (H29) →71.6 (R2)	
事業の内容（当初計画）	がん診療及び治療を行う病院の設備整備について、補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・医療機器整備を行う病院数 10カ所	
アウトプット指標（達成値）	医療機器整備を行った病院数 平成28年度 9カ所、令和元年度 8カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 年齢調整死亡率（75歳未満） 82.2（平成26年）→77.9（平成29年） ※1年以内では観察することができない。 今後公表される統計により達成値を測る。 （1）事業の有効性 がん（悪性新生物）による死亡率が全国で10位（出典：国立がん研究センターがん情報サービス[平成29年がん登録・統計]）であり、ここ数年も高率、高い順位で推移している本県において、予防施策等と合わせて行うがん治療を実施する医療施設の設備整備を支援し、がん治療の体制整備を図ることができた。 （2）事業の効率性 設備整備にあたって、各医療機関において入札等を実施することにより、コストの低下を図った。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 151,304 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p><平成 30 年度まで></p> <p>医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合は全体の 40%未満と低く、在宅の重症心身障害児者等に対し必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できる医療連携体制の整備が必要。</p> <p><令和元年度以降></p> <p>医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関係する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <p><平成 30 年度まで></p> <p>平成 30 年度末までに医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合を増加（現状 40%弱→50%）</p> <p><令和元年度></p> <p>医療的ケア児等の支援に関係する医療・保健・障害福祉・保育・教育の関係者が一堂に会する協議会等を設置し、連携する体制を、令和元年度中に県内 8 つの障害福祉圏域全てに構築する。</p> <p><令和 2 年度以降></p> <p>各圏域等に設置された医療的ケア児等に関する協議の場に、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等に関する様々な課題解決に取り組む。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p><平成 30 年度まで></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の重症心身障害児者等が身近な地域でリハビリや相談を受けられる事業（以下「在宅支援訪問リハビリ等」という。）及び障害児者支援を行う事業者や施設の職員にリハビリ等の技術指導を行う事業（以下「施設支援一般指導」という。） 各関係機関と連携を図り、重症心身障害児者等の在宅医療支援を整備する事業 <p><令和元年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業 職種間の連携によって社会資源の拡充や課題解決を図り、重症心身障害児者等が在宅医療を受けながら地域で安心して生活できるよう、関係者による協議の場を設置する。 医療的ケアの基礎知識や医療ニーズに配慮しながら、職種間連携による支援体制づくりに関する研修を行い、支援に携わ 	

	る人材を養成する。
アウトプット指標（当初の目標値）	<p><平成30年度まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年4,000回以上実施 ・有田・日高圏域で重症心身障害児者等の在宅医療支援に関する検討会を設立 <p><令和元年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年4,000回以上実施 ・県及び各圏域に、関係機関が連携を図り、重症心身障害児者等の在宅生活を支援するための「協議の場」を設置する。 ・医療的ケア児等を支援する者と支援をコーディネートする者を、合計年100人養成する。
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導 5,481回/年（令和元年度） ・県及び6圏域に、医療的ケア児等に関する協議の場を設置。 ・医療的ケア児等の支援者、コーディネーター 67人養成
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>医療的ケア児等に関する協議の場 8圏域中6圏域に設置。 協議の場設置に至らなかった2圏域に対して、設置を要請。</p> <p>（1）事業の有効性 医療的ケア児等の支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、各圏域内において、基幹病院から退院してくる医療的ケア児等の情報交換、必要な社会資源の共通理解を持つことができるようになった。</p> <p>（2）事業の効率性 研修実施について、医療的ケア児等への関わりの深い法人へ委託することにより、講師の確保等において効率的に事業を実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 10】 地域医療支援センター運営	【総事業費】 26,409 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県立医科大学）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師の地域偏在・診療科偏在の解消を図り、県内において適切な医療サービスを提供できる体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標： 県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数 5 人（H28）→160 人（R8）</p>	
事業の内容（当初計画）	県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保を行うため、地域医療支援センターの運営を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療支援センターが支援する医学生及び県民医療枠・地域医療枠等卒業医師数 251 人（H27）→350 人（R1）	
アウトプット指標（達成値）	地域医療枠等卒業医師数（累計） 平成 28 年度 288 人、令和元年度 387 人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数 5 人（平成 28 年度）→ 49 人（令和元年度）</p> <p>（1）事業の有効性 県立医科大学の県民医療枠・地域医療枠学生及び卒業医師の地域医療マインドの育成や、卒前・卒後のキャリア形成を支援しており、その医師が順次、地域の医療機関で勤務することにより、医師の地域偏在の解消が期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性 県内唯一の医師養成機関であり、県内公的病院等に多数の医師を派遣している公立大学法人和歌山県立医科大学に業務を委託することで、大学と共同・連携した医師の養成、キャリア形成支援等が可能となり、事業の重複をなくし、事務の効率化を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15】 産科医師確保対策	【総事業費】 26,982 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標： 令和 2 年度までに 7 名の増（平成 28 年 4 月現在 54 名）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内公的病院で新たに分娩を取り扱う診療業務に従事しようとする医師（臨床研修終了後の若手医師、県外の産婦人科医師）に対し、返還免除付きの研修資金又は研究資金の貸与や、本県産科医療を県内外に P R する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修・研究資金の貸与者 令和 2 年度末までに 7 名	
アウトプット指標（達成値）	<p>研修・研究資金の貸与者数</p> <p>(H28) 0 名</p> <p>(H29) 研修資金 1 名、研究資金 1 名</p> <p>(H30) 研修資金 1 名</p> <p>(R01) 研修資金 1 名</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内公的病院の産科医師数 54 名 (R2. 4)</p> <p>(1) 事業の有効性 研修・研究資金制度及び本県産科医療を県内外に積極的に P R したことにより、和歌山県立医科大学附属病院の入局者を確保することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 W E B を用いることにより、県内外の研修医及び産婦人科医師に対し、幅広く本県産科医療の取組を周知することができた。</p>	
その他		